

みどり市ホームページ広告掲載取扱要綱
(平28告示47・改称)

平成19年3月30日
告示第54号

(趣旨)

第1条 この告示は、みどり市広告掲載要綱(平成18年みどり市告示第256号。以下「要綱」という。)及びみどり市広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、みどり市がインターネット上で公開しているホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(平28告示47・一部改正)

(広告の範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告の範囲は、要綱第5条及び基準に定めるところによる。

(平28告示47・一部改正)

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページトップページとし、市の指定する位置とする。

(平28告示47・一部改正)

(広告表示方法)

第4条 広告の表示方法は、バナー広告とし、1 枠当たりの大きさ、ファイル容量及び形式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) ファイル容量 10 キロバイト以内
- (3) 形式 GIF 又は JPEG

2 広告の表示に当たっては、高速振動、高速点灯イメージ及びアラートマークのようなエラー表示イメージを使用してはならない。

(平28告示47・全改)

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は1か月を単位とし、年度を越えない期間内であれば複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とする。

(平28告示47・一部改正・旧第6条繰上、令6告示1・一部改正)

(広告料)

第6条 広告の掲載料(以下「広告料」という。)は、1枠当たり月額10,000円と

する。

(平28告示47・一部改正・旧第7条繰上)

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、市ホームページ等に掲載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、広告主を指定して広告の掲載を依頼することができる。

(平28告示47・一部改正・旧第8条繰上)

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、掲載開始日の1か月前までに、みどり市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)にバナー広告の原稿データを添えて市長に提出しなければならない。

(平28告示47・一部改正・旧第9条繰上)

(広告掲載の可否の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告を要綱第5条及び基準のいずれにも該当しないかどうかを審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、みどり市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(平28告示47・一部改正・旧第10条繰上、令6告示1・一部改正)

(広告の掲載順位)

第10条 広告掲載の優先順位は、原則として申込み順とする。この場合において、広告掲載の申込みが多数の場合は、公共性及び公益性が高く、かつ、既掲載回数の少ないものを優先する。

(平28告示47・一部改正・旧第11条繰上)

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主ホームページが事前に連絡なく、閉鎖されたとき。
- (3) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、要綱第5条及び基準に反する状態であると判断したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、広告主の反社会的又は非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適切であると判断したとき。

(平28告示47・一部改正・旧第12条繰上、令6告示1・一部改正)

(広告料の納付)

第12条 広告主は、市が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告料を一括納付しなければならない。

(平28告示47・旧第13条繰上)

(広告料の返還)

第13条 広告料は、返還しない。ただし、第11条の規定により広告掲載を取り消した場合、又は市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

2 前項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

(平28告示47・一部改正・旧第14条繰上)

(免責事項)

第14条 システムの保守、火災、停電、自然災害、ウィルス、第三者の妨害行為等の不可抗力によって配信サービスが停止したことに起因して広告主に生じた損害について、市は責任を負わないものとする。

2 市は、第11条の規定により広告掲載を取り消した場合、又は市の都合により広告の掲載ができなくなった場合には、広告料の返還以外の責任を負わないものとする。

(平20告示41・一部改正、平28告示47・一部改正・旧第15条繰上)

(広告の作成等)

第15条 広告の作成は、広告主において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとし、広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(平28告示47・一部改正・旧第16条繰上)

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示47・追加)

附 則

この告示は、平成19年3月30日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第41号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日告示第47号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月5日告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月5日から施行する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前のみどり市ホームページ広告掲載取扱要綱様式第1号によるみどり市ホームページ広

告掲載申込書は、改正後のみどり市ホームページ広告掲載取扱要綱様式第1号によるみどり市ホームページ広告掲載申込書とみなす。

様式第1号(規格 A4)(第8条関係)

(平20告示41・平28告示47・令6告示1・一部改正)

みどり市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

(宛先)みどり市長

次のとおり、みどり市ホームページに広告を掲載したいので申し込みます。

なお、広告掲載が決定したときには、指定された期日までに広告料を支払います。

広告掲載申込者	住所(所在地)		
	氏名(団体名)		
	役職・代表者氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	電話番号	()
		FAX	()
		Eメール	
業種			
広告の内容		※広告デザイン案を添付してください。	
掲載希望期間		年 月 から 年 月 まで(か月間)	
リンク先URL		http://	
備考		(1) 掲載希望する号の発行日の1か月前までに、広告デザイン案を添えてお申し込みください。 (2) 広告の掲載位置の指定はできません。 (3) 申込み多数の場合は、掲載希望期間に掲載できない場合があります。	

様式第2号(規格 A4)(第9条関係)

(平20告示41・平28告示47・令6告示1・一部改正)

みどり市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

みどり市長



年 月 日付けで申込みのありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 理由
掲載内容	
掲載期間	年 月から 年 月まで(か月間)
広告料	円(10,000円× か月)
備考	(1) 広告料は同封の納入通知書により、この納付書発行日から起算して30日以内にみどり市に納入すること。 (2) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。 (3) 広告掲載に支障が生じたときは、この決定通知書を変更、又は解除することができる。 (4) 上記(3)による決定通知の変更又は解除の結果、申込者に損害を生じても、市は賠償の責任を負わない。

担当：

(電話)